

京都デジタル疎水ネットワークにおけるインターネット接続サービス業務に係る提案書作成のための仕様書

第1 提案書の内容等について

1 提出物

- ・提案書

2 提出部数

- ・5部

3 記載方法

- ・第2「要求仕様」に基づき、提案を記載すること。

4 書式等

- ・作成サイズはA4版とする。
- ・ページ数については自由とする。

第2 要求仕様

1 通信回線の概要

(1) 納入期限

- ・ サービス提供開始日 令和3年4月1日

(2) 納入場所

- ・ KRP（京都市サーチパーク）6号館（京都市下京区中堂町栗田町93）又はNTT三条局（京都市中京区烏丸三条上ル場之町604）

(3) サービス提供期間

- ・ 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(4) 保証すべき帯域

- ・ 通信帯域としてISPバックボーンまで、ベストエフォートで1Gbpsの通信が可能なこと。また、500Mbps以上の帯域が確保されていること。

(5) SLA（サービス品質保証）

①遅延

- ・ 自社国内バックボーンネットワーク全体の往復遅延時間の月あたりの平均が 30ms 以下であること。また、遅延時間測定値の実績値が公開されていること。

②障害発生通知

- ・ サービス停止を検知した時点から 30 分以内に、京都府が指定した連絡先に通知すること。

③障害対応

- ・ 障害発生の受付及び対応は、24時間365日とすること。
- ・ 連絡窓口を一元化すること。また、障害対応中には途中経過報告、復旧後には故障原因および対策などの報告を適宜行うこと。

④障害回復

- ・ サービスの停止を認知した時点から1時間以内に、利用可能な状態に復旧すること。ただし、上記「納入場所」の構内配線に係る部分はこの限りではない。

⑤料金返還及び解約

- ・ 上記①から④に掲げる事項を達成できなかった場合は、サービス規約で定めた料金返還基準に基づき、京都府に料金を返還すること。
- ・ ①から④に掲げる事項が発生するなど安定したサービスの提供が受けられないと京都府が判断した場合、京都府は違約金等一切の経費の支出を伴うことなく、一方的に契約を解除できるものとする。

(6) 接続

- ・ ネットワーク構成は別図に示すとおりであり、京都府が NTT 三条局に用意するスイッチ又は KRP に設置するスイッチに接続すること。
- ・ BGP を利用するスイッチ、スタティックルーティングを利用するスイッチの 2 箇所に接続すること。

①アクセス方式

- ・ Ethernet

②インターフェイス

- ・ 1000BASE-T、1000BASE-SX 又は 1000BASE-LX のいずれかで接続すること。

(7) IX 接続

- ・ DIX-IE/JP NAP/JPIX の内、少なくとも 2 箇所以上の IX にそれぞれ 10Gbps 以上で自社にて直接接続していること。

(8) その他

①既取得 I P アドレス利用

- ・ 京都府が J P N I C から独自に取得しているグローバル I P アドレスを利用可能とすること。

②ルーティングテーブル

- ・ B G P プロトコル及びスタティックルーティングによること。

③課金体系

- ・ 定額制とすること。

④運用報告

- ・ トラフィック状況について、リアルタイムでトラフィックグラフが閲覧可能であること。

2 その他

- ・ 本府が設置する BGP ルータ等を利用し、回線の冗長化を行うことから、接続サービスについては、本府が利用する他のインターネット接続（調達中であるものを含む）と異なる事業者（プロバイダ）であるか、同一の事業者である場合は、バックボーンに接続する収容ルータ（局）が物理的に異なることを条件とする。
- ・ 回線サービスに必要な工事は受注者が行うこと。
- ・ 回線サービスに必要な工事については、必要な機材、メディア、人員、光ケーブル引込にかかる配管費用等すべて受注者側で負担すること。
- ・ 上記作業の実施にあたっては電気通信事業法ほか関連規則等を遵守するとともに受注者の責任において円滑な進捗を図ること。また、工事実施上の問題が生じないよう、京都府とあらかじめ調整を行うこと。
- ・ 設置する通信機器（ONU、回線終端装置等）のために必要な電源および設置スペースについては、京都府から提供を受けるものとする。なお、機器の設置については、京都府と協議すること。